

個人情報保護法の改正について

令和 4 年 7 月 2 1 日
市民生活部 市民活動課

1 制度改革の要点

現在

旭川市における個人情報の取扱いは、旭川市個人情報保護条例（平成17年条例第8号。以下「保護条例」という。）に基づいている。

個人情報保護法の改正（令和5年4月1日施行）

《目的》社会全体のデジタル化が進む中，法律で全国的な共通ルールを設定して制度の適正な運用を図ることにより，社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現する。

令和5年4月1日までに

旭川市にも改正後の個人情報保護法（以下「保護法」という。）が適用されるため，保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）の制定など，保護法施行に必要な変更を行う。

2 保護法の適用規定



行政機関等とは（法第2条第1項）

①国の行政機関，②**地方公共団体の機関**，③独立行政法人等，④一部の地方独立行政法人

≪例外≫ **地方議会**：国会と同じく保護法が適用されない
⇒ **独自に個人情報保護に関するルールを定める。**

市立旭川病院と旭川市立大学における個人情報の取得・利用・提供については、医療・学術分野でのデータの利活用の促進のため、第4章（民間）の規定が適用される。開示請求や個人情報ファイル簿など（後述）については第5章（行政）の規定が適用される。（法第58条，125条）

3 定義の一元化①

○保護法により「個人情報」などの定義が統一される。

○保護条例では生者・死者の区別なく個人情報と定義していたが、保護法では生者に関する情報のみを個人情報と定義している。また、保護条例でも個人情報と解釈していた特定の番号は、保護法では個人識別符号として個人情報の一つと規定している。

個人情報の定義

保護条例（条例第2条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもの及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録に記録されるもの又は記録されたもの

保護法（法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

4 定義の一元化②

「要配慮個人情報」の考え方が本市にも導入される（国、民間事業者、一部の地方公共団体では導入済み）。

保護条例（条例第5条第2項）

思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。
≪例外≫①法令等に定めがあるとき ②正当な事務の遂行のために必要があると認めたとき

保護法（法第2条第3項）

要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

⇒個人情報全般の保有は、法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定されている（法第61条）

5 個人情報情報の取扱い①(収集, 利用・提供)

(1) 個人情報の収集

保護条例 (条例第5条第2項)

- 本人収集の原則
- 例外 (法令等による時、保護委員会で認められたときなど) に該当するときのみ本人外収集ができる



保護法 (法第61条, 第62条)

- 法令等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定
- 利用目的の明示を義務化
⇒本人から書面で個人情報を取得するときは原則として利用目的を明示 (窓口の掲示や申請書の様式など)

(2) 個人情報の利用・提供

保護条例 (条例第6条第1項)

- 目的内利用・提供の原則
- 例外 (法令等による時、保護委員会で認められたときなど) に該当するときのみ目的外利用・提供ができる



保護法 (法第68条, 第69条)

- 目的内利用・提供の原則は変わらず。
- 例外規定から保護委員会の規定がなくなり、新たに「相当の理由があるとき」や「特別の理由があるとき」が設けられる
- 個人情報保護委員会 (後述) への報告義務 (100件以上の漏えい等)

6 個人情報取扱い②(オンライン結合)

(3) 個人情報のオンライン結合による提供

保護条例 (条例第7条)

- オンライン結合（市が管理する電子機器と市以外のものが管理する電子機器等とを通信回線をつなぎ、保有個人情報を市以外のものが随時入手できる状態にする方法）により、外部提供をしてはならない
- 例外（法令等によるとき、保護委員会で認められたときなど）に該当するときのみオンライン結合による提供ができる

保護法

- オンライン結合による提供制限の規定はない。

改正個人情報保護法の規律に関するQ & A [令和3年6月時点暫定版]

「(令和3年)改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていません。

- 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。(法第66条)

7 個人情報ファイル簿

保護条例 (条例第4条)

個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務届出書」を作成する（市役所で閲覧）

- 事務の名称, 目的, 記録項目, 収集先などを記載する



保護法 (第60条第2項, 第74条, 第75条)

システムや名簿ごとに「個人情報ファイル簿」（単票）を作成する。（市役所で閲覧＋ホームページで公表）。

- システムや名簿の名称, 利用目的, 記録項目, 収集方法などを記載する。
- 個人情報ファイルに「要配慮個人情報」が含まれているときはその旨を記載する。
- 1,000人未満のシステムや名簿については作成対象外

8 開示・訂正・利用停止請求

開示・訂正請求は保護法でも引き続き規定され、削除又は利用等の中止請求は利用停止請求として引き続き規定される。

- ①開示請求…自分の個人情報の開示を求める。（条例第10条，法第76条）
- ②訂正請求…市が保有する個人情報に誤りがあるときに訂正を求める。
（条例第21条，法第90条）
- ③利用停止請求…市が保有する個人情報が違法に取り扱われているときに利用停止を求める。（条例第21条，法第98条）

保護法による主な変更点

- 任意代理人による開示請求等が認められるようになる。※保護条例では法定代理人のみ
- 訂正請求及び利用停止請求をするには、あらかじめ開示請求をする必要がある。
- 開示請求等の手続の大部分は保護法で規定されるが、一部の手続（手数料の額など）は施行条例で定める。（法第89条）※保護条例では開示手数料は無料。

9 行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項）

行政機関等が保有する個人情報を加工（削除，置き換え）して，復元しても特定の個人を再び識別できないようにした情報

匿名加工情報の提供制度（民間の利活用事例）

- ポイントカードの購買履歴や交通系ICカードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利活用し，新たなサービスやイノベーションを生み出す
- 医療機関が保有する医療情報を活用した創薬・臨床分野の発展
- カーナビから収集された車の走行記録を活用し精密な渋滞予測や天候情報を提供

行政における提供制度の導入

- 国の機関は既に導入済み
- 都道府県と指定市は来年度から実施義務化
- 上記を除く市町村については，導入は当面任意

10 審議会(旭川市情報公開・個人情報保護委員会)

基本的な役割 (法第129条)

施行条例で定めることで、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会へ諮問することができる。

保護条例 (条例第5条, 第6条, 第7条)

本人以外からの収集, 目的外利用・提供, オンライン結合による提供等の際に諮問



保護法

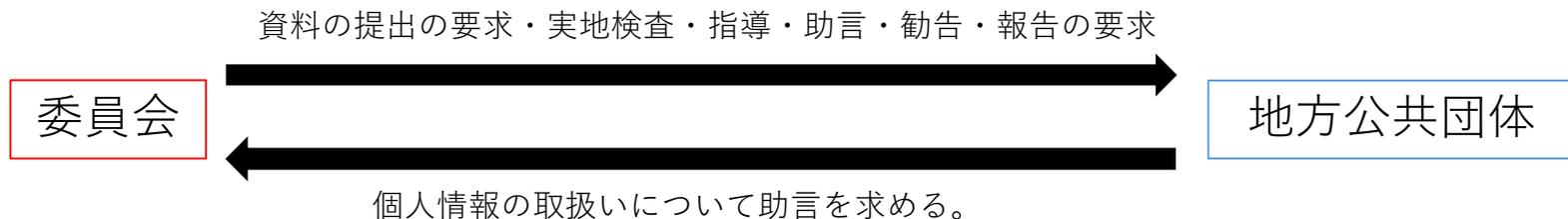
個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政向け)

「個人情報の取得, 利用, 提供, オンライン結合等について, 類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」

「地方公共団体の機関において, 個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは, 法も規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。」

11 個人情報保護委員会

- 個人情報保護制度全体を一元的に所管する組織。内閣府の外局。（市の附属機関である旭川市情報公開・個人情報保護委員会とは別の組織）
- 委員会が保護法の解釈権限を持ち地方公共団体を監督する。
- 個人情報の取扱いに疑義がある場合は委員会に助言を求める。（法第156～159条、第166条）



《その他》

- 施行条例を制定した時は委員会へ提出（法第167条）
- 毎年度、運用状況を委員会へ報告（委員会が取りまとめて公表）（法第165条）

12 施行条例

個人情報取扱いの大部分は保護法で規定されるが、その他の取扱いについては、保護法の規定により①施行条例で定める必要がある事項、②施行条例で定めることができる事項がある。

① 施行条例で定める必要がある事項（法第119条、第188条）

- ・ 開示請求の手数料の金額
- ・ 行政機関等匿名加工情報（※指定市を除く市町村の導入は任意。旭川市では導入予定なし。）の手数料の金額

② 施行条例で定めることができる事項（主なもの）

- ・ 要配慮個人情報の範囲を独自に広げること（条例要配慮個人情報）（法第60条第5項）
- ・ 情報公開条例と保護法の非開示情報のずれを調整すること（法第78条第2項）
- ・ 開示請求等の手続に関すること（法第108条）
- ・ 特に必要があると認めるときに審議会へ諮問すること（法第129条）

※その他個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項